

## 豊田都市計画区域区分の変更（愛知県決定）

豊田都市計画区域区分及び藤岡都市計画区域区分を豊田都市計画区域区分に改め、次のように変更する。

### 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

### 2 人口フレーム

(単位：千人)

区 分		年 次	平成17年	平成32年
都市計画区域内人口			443	—
市街化区域内人口			301	—
配分する人口			—	—
保留する人口			—	—
(特定保留)			—	—
(一般保留)			—	—

(注) 人口フレームは広域都市計画圏で設定しており、一般保留している人口フレームの解除については、随時各都市計画区域に割り付けることとしている。

(参考) 広域都市計画圏の人口フレーム

1) 広域都市計画圏の名称

「西三河広域都市計画圏」

2) 都市計画圏に係る人口フレーム

(単位：千人)

区 分		西三河広域 都市計画圏	都市計画区域	
			豊 田	西三河
平成 17 年 (西暦 2005 年)	都市計画区域内人口	1,487.8	443.4	1,044.4
	市街化区域内人口	1,139.2	300.8	838.4
平成 32 年 (西暦 2020 年)	都市計画区域内人口	1,570.8	1,570.8	
	市街化区域内人口	1,216.9	1,216.9	
	配分する人口	1,178.1	1,178.1	
	保留する人口	38.8	38.8	
	(特定保留)	—	—	
	(一般保留)	38.8	38.8	

## 理 由

- ・ 都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するものである。
- ・ 豊田市篠原町地区は、工業用地の開発区域を市街化区域に編入するものである。
- ・ 豊田市栄町地区は、道路整備に伴い、局部的に変更するものである。
- ・ 豊田市越戸町地区は、鉄道の高架化に伴い、局部的に変更するものである。
- ・ 豊田市落合町地区は、道路整備に伴い、局部的に変更するものである。
- ・ 豊田市鶴ヶ瀬町地区は、道路整備に伴い、局部的に変更するものである。
- ・ 豊田市中根町地区は、道路整備に伴い、局部的に変更するものである。
- ・ 豊田市花園町地区は、道路整備に伴い、局部的に変更するものである。

豊田都市計画区域区分の変更  
(市街化区域及び市街化調整区域)

理 由 書

## 【1-1 篠原町地区 豊田市】

### 1 当該都市計画の都市の将来像における位置付け

#### (1) 豊田都市計画区域マスタープラン

豊田都市計画区域マスタープランの区域区分の基本方針において、「鉄道（軌道）駅周辺など公共交通の利便性の高い地域、高速道路のインターチェンジや幹線道路の周辺地域、商業、文化、医療・福祉、教育・行政などの都市機能が複数集積している地域など、既存ストックの活用が可能な地域に、規模の妥当性や都市基盤施設整備の確実性を考慮して新たな市街化区域を適正に配置します。」と位置付けられています。また、土地利用の基本方針において、「工業系市街地は、産業の動向に的確に対応し、周辺環境との調和や社会基盤の整備水準などを考え合わせて適切な位置に配置します」と位置付けられています。

#### (2) 豊田市総合計画

第7次豊田市総合計画において、都市近郊自然共生ゾーンに位置付けられています。その中で、篠原地区は「産業技術高度化地区」に該当し、既存の工業団地及び大規模工場周辺における既存産業機能の高度化を推進するとともに、新たな産業用地の需要を受け止める土地利用を誘導する地区に位置付けられています。

また、「産業誘導拠点」として、周辺の自然や居住環境との調和を図りながら、産業技術の高度化と新産業の創出を推進するために、生産機能に加えて、研究・開発や物流等の新たな産業機能の立地と既存機能の高度化を計画的に誘導する拠点としています。

#### (3) 豊田市都市計画マスタープラン

豊田市都市計画マスタープランにおいて、新たな産業機能の立地と既存機能の高度化を計画的に誘導する「産業誘導拠点」に位置付けられており、今後の整備方針として、豊田篠原内陸工業団地周辺における工業地整備を進めることとしています。

### 2 当該都市計画の必要性

当該地区一帯は、グリーンテクノピア構想（豊田市：昭和56年）に基づく計画的な一団の工業地開発が進められている地区であり、地区周辺は、都市計画道路名古屋豊田線、名古屋田丸線が都市計画決定されています。

当該地区においては、既存工業地（工業専用地域）に隣接し、一般国道155号に近接した地区であることから、今後工業地としての利便性が大幅に高くなることが見込まれます。

当該地区は、隣接する既存工業地と一体的な工業団地を形成し、都市計画マスタープランの位置付けに沿った、工業地としての機能強化を図るため、市街化区域に

編入するものです。

### 3 当該都市計画の位置、区域、規模等の妥当性

当該地区は、豊田市の中心部から北西約8km、既存の工業団地に隣接した工業地としての利便性の高い地区であり、隣接する市街化区域との連続性、土地利用の現況と動向、道路等の基盤整備状況、物理的外縁等を勘案した上で、既存道路（田初篠原線、田初1号線）及び開発許可区域を基本とした区域23.1haを対象としています。

## 【1-2 栄町地区 豊田市】

### 1 当該都市計画の必要性

当該地区は、市街化区域の境界としていた道路が整備されたことに伴い、市街化区域の境界を道路中心線に変更するものです。

### 2 当該都市計画の位置、区域、規模等の妥当性

当該地区は、上記理由により適切な市街化区域の境界とするため、0.09haを市街化調整区域に編入します。

### 【1-3 越戸町地区 豊田市】

#### 1 当該都市計画の必要性

当該地区は、市街化区域の境界としていた鉄道の高架化に伴い、市街化区域の境界を高架化された鉄道の中心線に変更するものです。

#### 2 当該都市計画の位置、区域、規模等の妥当性

当該地区は、上記理由により適切な市街化区域の境界とするため、0.2haを市街化区域に編入します。



#### 【1-4 落合町地区 豊田市】

##### 1 当該都市計画の必要性

当該地区は、市街化区域の境界としていた道路が整備されたことに伴い、市街化区域の境界を道路中心線に変更するものです。

##### 2 当該都市計画の位置、区域、規模等の妥当性

当該地区は、上記理由により適切な市街化区域の境界とするため、0.03haを市街化区域に編入し、0.03haを市街化調整区域に編入します。

## 【1-5 鶴ヶ瀬町地区 豊田市】

### 1 当該都市計画の必要性

当該地区は、市街化区域の境界としていた道路が整備されたことに伴い、市街化区域の境界を道路中心線に変更するものです。

### 2 当該都市計画の位置、区域、規模等の妥当性

当該地区は、上記理由により適切な市街化区域の境界とするため、0.2haを市街化区域に編入します。

## 【1-6 中根町地区 豊田市】

### 1 当該都市計画の必要性

当該地区は、市街化区域の境界としていた道路が整備されたことに伴い、市街化区域の境界を道路中心線に変更するものです。

### 2 当該都市計画の位置、区域、規模等の妥当性

当該地区は、上記理由により適切な市街化区域の境界とするため、0.1haを市街化区域に編入します。

## 【 1 - 7 花園町地区 豊田市】

### 1 当該都市計画の必要性

当該地区は、市街化区域の境界としていた道路が整備されたことに伴い、市街化区域の境界を道路中心線に変更するものです。

### 2 当該都市計画の位置、区域、規模等の妥当性

当該地区は、上記理由により適切な市街化区域の境界とするため、0.01haを市街化調整区域に編入します。